



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年9月20日火曜日 第2809号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更.....（消防防災安全課）... 706  
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....（経営支援課）... 706  
 加入区の設定及び廃止（養殖共済）の一部改正.....（漁政課）... 707  
 加入区の設定（養殖共済）の一部改正.....（ " ）... 707  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 708  
 新たな土地改良事業施行の関係書類の縦覧.....（東予地方局農村整備課）... 708  
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 708

## 公 告

愛媛県立子ども療育センター医療ガス配管設備の修繕の委託.....（障がい福祉課）... 708

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1055号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定に基づき、指定試験機関から次のとおり試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成28年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人全国火薬類保安協会  
東京都中央区八丁堀四丁目13番5号
- 試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前	愛媛県松山市二番町四丁目4番地4
変更後	愛媛県松山市東野六丁目5番地5

- 変更年月日  
平成28年8月10日

### ○愛媛県告示第1056号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成28年9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス今治店

- 今治市北鳥生町四丁目390番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
第一リース株式会社  
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号  
代表取締役 遠藤 経雄
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイレックス株式会社  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
代表取締役 貞方 宏司
  - 大規模小売店舗の新設をする日  
平成29年5月6日
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,544平方メートル
  - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
67台  
イ 駐輪場の収容台数  
20台  
ウ 荷さばき施設の面積  
115平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
27.47立方メートル
  - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成28年 9月 5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部

今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1057号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成26年4月愛媛県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成28年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式さけ・ます養殖業</u>、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p>	<p>3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業 _____、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業</p> <p>省略</p>

○愛媛県告示第1058号

加入区の設定（養殖共済）（平成27年4月愛媛県告示第497号）の一部を次のように改正する。

平成28年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、<u>小割り式さけ・ます養殖業</u>、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業</p>	<p>2 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業 _____、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業</p>

業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

省略

○愛媛県告示第1059号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 平成28年 9月 8日から  
11月30日まで
- 3 作業地域 松山市内の一部

○愛媛県告示第1060号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）豊田東地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年 9月20日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新規土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業（かんがい排水）豊田東地区）の計画書の写し
  - (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 9月21日から10月20日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所

○愛媛県告示第1061号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 9月20日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 光 躬	東温市南方577番地

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 9月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
愛媛県立子ども療育センター医療ガス配管設備修繕
  - (2) 業務内容  
医療酸素ガス装置設置及び供給・吸引配管修繕 一式
  - (3) 業務の内容等  
入札説明書による。
  - (4) 施工期限  
平成29年 3月10日
  - (5) 施工場所  
入札説明書による。
  - (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。  
なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
  - (3) 管工事に係る建設業の許可を得ていること。
  - (4) 愛媛県内において医療ガス設備の新設又は改修に係る契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付

## 場所及び問合せ先

愛媛県立子ども療育センター 事務局  
〒791 - 0212 愛媛県東温市田窪2135番地  
電話番号 089 - 955 - 5530

## (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成28年10月31日(月)9時までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から平成28年10月17日(月)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

公告日から平成28年10月17日(月)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 開札の日時及び場所

平成28年10月31日(月)午前10時  
愛媛県立子ども療育センター 1階 会議室

## (5) 資格審査に関する事項

資格審査照会先並びに申請書提出先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 - 912 - 2770

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受領期限

平成28年10月17日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

## イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成28年10月17日(月)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

本件を施行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限

の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :  
Repair work for Medical gas supply system

(2) Time limit for submission of document for qualification confirmation : 5 : 00 p . m . 17 , October 2016

(3) Time limit of tender : 10 : 00 a . m . 31 , October 2016  
(Time limit of tender by registered mail : 9 : 00 a . m . 31 , October 2016)

(4) For further information , please contact : Ehime Rehabilitation Center for Children , Health and Welfare Department , Ehime Prefectural Government , 2135 tanokubo , Toon , Ehime 791 0212 Japan  
Tel : 089 955 5530